

議案第64号

寒川町部設置条例の一部改正について

寒川町部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町総合計画 2040 の効果的で効率的な推進体制を構築し、町民にわかりやすく、かつ、新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中 「福祉部」を「学び育成部」に改める。
健康子ども部」 健康福祉部」

第2条企画部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「統計マーケティング」を「マーケティング」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第2条総務部の項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 統計に関すること。

第2条総務部の項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 秘書及び渉外に関すること。

第2条町民部の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

学び育成部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) 文化に関すること。
- (4) 青少年育成に関すること。
- (5) スポーツに関すること。

第2条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 健康づくり及び予防に関すること。

第2条健康子ども部の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(寒川町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 寒川町特別職報酬等審議会条例(昭和40年寒川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務課」を「総務部」に改める。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成10年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康子ども部健康・スポーツ課」を「学び育成部」に改める。

寒川町部設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>健康子ども部</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(1) <u>秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>統計マーケティングに関すること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>総務部</p> <p>(加える)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>町民部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>生涯学習に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(加える)</p> <p><u>福祉部</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>学び育成部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(削る)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>マーケティング</u>に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1) <u>秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>統計に関すること。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>町民部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>学び育成部</u></p> <p>(1) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年育成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツに関すること。</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p>

- (1)～(3) (略)
(加える)

健康子ども部

- (1) 子育て支援に関すること。
(2) 青少年育成に関すること。
(3) 健康づくり及び予防に関すること。
(4) スポーツに関すること。

環境経済部

- (1)～(3) (略)

都市建設部

- (1)～(8) (略)

拠点づくり部

- (1)～(3) (略)

～略～

- (1)～(3) (略)

- (4) 健康づくり及び予防に関すること。

(削る)

環境経済部

- (1)～(3) (略)

都市建設部

- (1)～(8) (略)

拠点づくり部

- (1)～(3) (略)

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(寒川町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 寒川町特別職報酬等審議会条例(昭和40年寒川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務課」を「総務部」に改める。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 3 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成10年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康子ども部健康・スポーツ課」を「学び育成部」に改める。

(附則第2項関係)寒川町特別職報酬等審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>～略～</p>

(附則第3項関係)寒川町スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>健康子ども部健康・スポーツ課</u>において処理する。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>学び育成部</u>において処理する。</p> <p>～略～</p>